

世界結核デー記念フォーラム

青木正和先生 記念フォーラム

「研究の成果を活かした新しい対策の樹立—接触者健診の礎」

財団法人ちば県民保健予防財団（結核予防会千葉県支部）

常務理事 鈴木 公典

世界結核デー記念フォーラムは、第16回国際結核セミナーが閉会したのち夜の部として同ホールにおいて17時30分より19時30分まで“青木正和先生 記念フォーラム「研究の成果を活かした新しい対策の樹立—接触者健診の礎」”として開催された。

開会挨拶では島尾忠男結核予防会顧問が、平成22年5月29日に急逝された青木正和先生の経歴や業績を、時代背景を交えて紹介され、その死を惜しまれた。

シンポジウム「集団感染対応の変遷」は以下のように進められた。①後藤良一北海道保健福祉部技監は、昭和60年2月に中学3年生の届出があり、中学校を中心とした結核集団感染を認め、平成2年3月末現在で、発病者47名、予防内服289名という学校の事例を報告した。この結核集団感染への対策で実施したことや課題から、昭和60年「結核化学予防の際の生活指導」（結核病学会）、平成元年「初感染結核に対するINHの投与について」（厚労省）が出された。この時代の参考書として青木先生の「改訂集団発生が疑われた時の措置」が唯一であり、また青木先生ら結研の協力もあった。②高崎市保健所準備室神山智子保健師は、平成4年に家族を含めて12都県24保健所で接触者健診を実施し、患者は5都県8保健所で15名、予防投薬対象は3都県6保健所で13名、RFLP分析から同一感染源を示唆された事業所の事例を報告した。青木先生ら結研の協力があり、「結核定期外健診ガイドライン」が出たところで、全国で統一した基準で健診が可能で、全国の保健所との協力体制がうまくいった。③都立豊島病院

濁川博子先生は結核院内感染対策にQFTを用い、感染の影響を受けない時期から感染初期、感染から1年後まで経過を追った医療機関の事例を報告した。

続いて阿彦忠之先生が「結核定期外健康診断ガイドラインと低蔓延下の結核対策」と題して以下のように講演された。青木先生は文献、報告から集団感染の要因、対応策などを考察し、さらに新しい知見を追加して昭和52年「集団感染が疑われた時の措置」を発刊、昭和61年には改題・全面改訂版「結核集団感染」で「感染危険度指数」の考え方を紹介された。平成5年には重要度に応じた対応と健診を行う「結核定期外健康診断ガイドラインとその解説」、引き続き平成12年には「保健所における結核対策強化の手引きとその解説」、さらに平成19年には感染症法に基づく結核の接触者健康診断として接触者個々人のリスク評価を優先、初発患者の感染性評価の単純化した「結核の接触者健康診断の手引き」が発刊された。最後に低蔓延への移行期におけるわが国の結核対策として、質の高い接触者健診、潜在性結核感染症の積極的治療などの提言をされた。

このフォーラムから結核対策、対策本、3事例を時系列に並べてみると（表）、青木先生の業績、また「研究の成果を活かした新しい対策の樹立—接触者健診の礎」という題名の意味を改めて深く知ることができた。

終わりに青木先生が講義の最後にいつも述べられるという三つのあ、あせらず、あわてず、あなどらずをかみしめながら、接触者健診をはじめ結核対策をひとつひとつ着実に取り組んでいきたいと思った。

年	結核対策	年	対策本	事例
S49	小・中学生の健康診断の定期化（小1と中2に）	S47	論文「結核の集団発生」青木正和	
	BCG接種の定期化（4歳未満、小1、中2に）			
S50	化学予防（公費負担）の枠が中学生まで拡大	S52	「集団感染が疑われた時の措置」初版 青木正和	①
S57	高校生の健康診断の定期化	S61	改題・全面改訂版「結核集団感染」青木正和	②
S61	結核医療の基準の改正（HRを主軸とする6～12カ月療法）	H5	「結核定期外健康診断ガイドラインとその解説」青木正和ら	
H1	化学予防（公費負担）の枠が29歳以下まで拡大	H9	JATAボックス「結核集団感染」青木正和	
H4	結核定期外健康診断ガイドライン 小・中学生のX線検査の原則廃止	H12	「保健所における結核対策強化の手引きとその解説」森 亨	
H7	結核の活動性分類の改定	H19	「結核の接触者健康診断の手引きとその解説」初版 石川信克ら	
H8	結核医療の基準の改正（PZAを含む短期化学療法の採用）	H20	改訂第2版	
H11	厚生省結核緊急事態宣言	H22	改訂第4版	③
H12	厚労省「結核緊急事態調査」			
H13	厚労省「結核対策の包括的見直し検討」			
H14	厚生科学審議会「結核対策の包括的見直しに関する提言」			
H15	日本版21世紀型DOTS戦略の推進 小中学校のツ反応、BCG再接種の廃止			
H17	結核予防法一部改正			
H19	結核予防法が感染症法に統合			
H21	「結核医療の基準」の改正			